

**公示**

JAF 北海道地域クラブ協議会（以下 JMRC 北海道）におけるジムカーナシリーズ競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下 JAF という）公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF の国内競技規則およびその細則、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、本規則および各競技会特別規則に従い準国内競技以上、又は地方競技【クローズド競技併催】として開催される。

**第 1 条 JMRC 北海道 WinmaX ジムカーナシリーズ**

北海道 WinmaX ジムカーナシリーズはチャンピオン部門各クラス及びミドル部門各クラスとする。

\* チャンピオン部門各クラスは J A F 北海道ジムカーナ選手権を兼ねる。

**第 2 条 開催日及び競技会の名称**

※ 付則へ記載。

**第 3 条 競技種目**

ジムカーナ

**第 4 条 競技格式**

J A F 公認：準国内競技以上【クローズド競技併催】

（北海道 WinmaX ジムカーナシリーズミドル部門の単独開催を除く。）

**第 5 条 開催場所**

※ 付則へ記載。

**第 6 条 オーガナイザー**

※ 付則へ記載。

**第 7 条 大会審査委員会**

2 名以上で構成される。

各特別規則書に記載。

**第 8 条 大会役員**

各特別規則書に記載。

**第 9 条 公式通知**

本規則に記載していない競技運営に関する実施細則および指示は公式通知により通知される。

**第 10 条 参加車両****1. P 車両**

当該年度 JAF 国内競技車両規則（以下「車両規則」という。）第 3 編スピード車両規定にさだめる第 2 章スピード P 車両規定に定めるスピード P 車両（P 車両）に適合したものとする。

**2. P N 車両**

F I A 公認車両、J A F 公認車両または J A F 登録車両で、当該年度車両規則第 3 編スピード車両規定に定める第 3 章スピード P N 車両（P N 車両）に適合したものとする。

3. N車両  
当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定める第4章スピードN車両（N車両）に適合したものと  
する。
  4. B車両  
当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定める第7章スピードB車両（B車両）に適合したものと  
する。
  5. SA車両  
当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定める本編第5章スピードSA車両（SA車両）に適合し  
たものとする。
  6. SAX車両  
当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定める本編第6章スピードSAX車両（SAX車両）に  
適合した車両とする。
  7. SC車両  
FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規  
定に定める本編第8章スピードSC車両（SC車両）に適合したものとす。
  8. D車両  
当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定める本編第9章スピードD車両（D車両）に適合したも  
のとする。
  9. AE車両  
当該年度車両規則第3編第10章スピードAE車両（AE車両）に適合したものとす。
- ※ チャンピオン部門に参加する全ての車両は適応車両規定に応じた4点式以上の安全ベルトを装着する  
事。ただしP車両及びAE車両は強く推奨とする

**第11条 クラス区分及びタイヤ制限**

<チャンピオン部門クラス><JAF選手権部門>

H-PN クラス

H-PN1 クラス 気筒容積を制限しない前輪駆動（FF）及び後輪駆動（FR）のAT車両を含むPN車両及  
び全てのP・AE車両

H-PN2 クラス 気筒容積及び駆動方式を制限しないH-PN1クラス以外のAT車両を含むPN車両

※H-PNクラスで使用できるタイヤは当該年全日本PNタイヤ規定に準じる

H-BC クラス

H-BC1 クラス 2輪駆動のAT車両を含むN. SA. B. SAX, SC車両規定に従った車両

H-BC2 クラス 4輪駆動のAT車両を含むN. SA. B. SAX, SC車両規定に従った車両

※H-BCクラスタイヤ規定：当該年全日本BSCタイヤ規定に準じる

<ミドル部門>

※ミドル部門に参加する車両は各クラスにおいて使用タイヤが制限される

ミドル部門細則確認の事

※ミドル部門に参加する過給機付き車両は1.7を乗じ排気量換算される

86/BRZ クラス トヨタ86（ZN6/ZN8）及びスバルBRZ（ZC6/ZD8）に限定されるP・PN・N・SA・SAX・B  
車両

R-1 クラス R-2クラス以外の2輪駆動、4輪駆動のAT・CVT車を含む全てのP・PN・N・SA・  
SAX・B・AE車両

- R-2 クラス 気筒容積 2700cc（過給器換算は 1.7 を乗じる）を超える 4 輪駆動の A T . C V T 車を含む P ・ P N ・ N ・ S A ・ S A X ・ B ・ A E 車両
- R-Eco クラス AT/CVT 車を含み気筒容積 1586cc 以下の普通自動車および軽自動車とし「平成 10 年アイドリング規制」以降の適合認定を受けた P ・ P N ・ N ・ S A ・ A E 車両（車両型式の排出ガス規制の識別記号が「GF-」以降の車両）。ただし、同一車両型式内に「E-」が付く車両が有る場合、および全てのロータリーエンジン車両は除外される。（当該自動車の自動車検証の型式指定番号欄に型式指定番号の記載が無くても参加可能）
- R-AT クラス 駆動方式・排気量を制限しない P ・ P N ・ N ・ S A ・ S A X ・ A E 車両規定に適合した車両で全ての A T ・ C V T （ツープedal）車両（オートマ免許で運転のできる車種、車両）
- S C ・ D-クラス SC 車両規定及び D 車両規定に従った車両

\*注-タイヤ規定（R-AT・R-Eco クラス）補則

タイヤのサイズアップは、参加車両の同一型式内で設定されているタイヤサイズの最大値を基準に+10 mmまでのタイヤ幅及びホイールサイズは最大 1 インチアップまでとする

\*注-タイヤ規定（86/BRZ・R-1・R-2 クラス）補則

タイヤのサイズアップは、参加車両の同一型式内で設定されているタイヤサイズ(当該車両メーカーラインオフ時の諸元票を基準とする)の最大値を基準に+20 mmまでのタイヤ幅及び使用タイヤに適応したホイールサイズとする

注 1：各クラス参加車両が 3 台以下の場合他のクラスと適合範囲内において混走する場合がある。  
その場合 J M R C 北海道ポイントは参加クラス別に与えられる。

第 1 2 条 参加資格および競技運転者（ドライバー）

- 1) 当該年度有効な競技参加許可証所持者とする。ただし、JAF 発給競技運転許可証を所持する競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) J M R C 北海道加入団体とする互助会又はスポーツ安全保険に加入する事を強く推奨する。

第 1 3 条 参加申込および参加受理

- 1) シリーズの参加台数は原則として制限しない。
- 2) 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加できる。
- 3) 同一車両による重複参加は 2 名まで認められる。但し、ミドル部門各クラスは制限しない。
- 4) 参加受付期間及び申し込み方法は競技会特別規則書に記載される。
- 5) 組織委員会はその理由を示すことなく、**国内競技規則 4-19 に従い**参加申込の拒否を行う事ができる。
- 6) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承認を得ること。車両変更は同一クラスに限る。また、車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認）終了までとする。
- 7) 正式参加受理後の参加料および申込の書類は返還しない。ただし第 1 4 条 4) の場合は除く。
- 8) 参加申込には、J M R C 北海道の「スピード競技参加申込書」および**又はオーガナイザー指定様式**を使用し、もれなく記入し申し込むこと。参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。
- 9) 受理書の発行は原則しないが、不受理とした場合、速やかに不受理を通知する。その他の通知方法等は各大会特別規則書に掲載される。
- 10) 受付期間終了後、速やかに参加者リストを公表する。（J M R C 北海道ホームページ等）

**第 14 条 参加料**

各特別規則書に記載（詳細、付則参照）

- 1) JMRC 北海道に加盟するクラブ団体構成員の参加料は、（競技運転者許可証に捺印されたクラブ登録印により確認出来ること）非構成員の参加料より 3,000 円を差し引いた金額とする。（チャンピオン部門クラス）
- 2) JMRC 北海道を加入団体とする互助会又はスポーツ安全保険会員の参加料は非会員の参加料より 1,000 円を差し引いた金額とする。（加入証等により競技会当日確認出来ること）
- 3) 前年度ミドル部門各クラス 2 位までの選手がチャンピオン部門各クラスに参加する場合、または当該年度シリーズ戦併催クロズド部門参加により競技運転者許可証を取得し当該シリーズに参加する者は当該年に限り当該年度シリーズ戦参加料より 1,000 円を差し引いた金額とする。  
ミドル部門各クラスに参加するスター（☆）参加者（賞典外扱い）は参加料より 3,000 円差し引いた金額とする。
- 4) 正式受理後の参加料は、返還されない。ただし、次の場合を除く。
  - ① エントリーが受理されなかった場合。（第 13 条-5）
  - ② 競技会が延期のため参加者が出場できない場合、又は中止の場合。  
ただし、天災地変の場合はこの限りではない。  
※ 尚、参加料を返還する場合、所定の手数料が差し引かれる。

**第 15 条 競技のタイムスケジュール**

各特別規則書に記載

**第 16 条 参加者及び競技運転者の遵守事項**

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、および競技中に生じた事態について、日本自動車連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該チームに係る全ての者に対して全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒をしてはならない
- 5) ドライバーは、ドライバーズブリーフィングの開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含み欠席の場合は再ブリーフィングを受けなければならない。
- 6) 競技会に関わるすべての者は、法律及び条例又はこれに準ずるもののみならず、社会通念における一般常識や公平性の確保に対して厳格にこれを遵守する義務を負うものとする。SNS 及びその他の媒体等を通じてオーガナイザーや他の参加者及び関係者への誹謗中傷や罵詈雑言、規則及び判定等に対してクレーム等を発信してはならない。また、競技会に関わる事故画像及び動画をオーガナイザーの許可なしで公開してはならない

**第 17 条 保険**

オーガナイザーは保険に関し、自動車競技の組織に関する規定、第 8 条 2 に定める措置をとること。

**第 18 条 車両検査および競技車両のパドック待機**

- 1) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場（パドック待機も含む）で保

管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。

- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査前までに車両の左右または、オーガナイザーが指示した場所に貼付すること。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不相当と判断した個所について修正を求めることが出来る。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後、上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組みつけに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) パドック待機中の競技車両は、タイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
- 11) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

#### 第19条 規則違反および競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティタイムを加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムにペナルティタイムを加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につきペナルティタイムを加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回ペナルティタイムを走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

※ 特別規則書にペナルティタイムの記載のない場合は全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。

#### 第20条 信号表示

競技中コース審判員より示される信号表示は以下の通り  
スタート 旗 : 競技スタートの信号

国旗またはクラブ旗を用いる

黄	旗	：真横または真上に静止して提示—パイロン移動、転倒、脱輪
黒	旗	：ミスコース
赤	旗	：危険あり。直ちに停止せよ
緑	旗	：コースがクリアされた
チェッカー旗		：ゴール合図

## 第21条 コースの慣熟

参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行う。

## 第22条 競技運転者の装備

- 1) チャンピオン部門各クラスの参加者は、競技中、レーシングスーツ・ラリースーツまたはそれに準ずるスーツを着用の事。レーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。また、安全ベルトは適応車両規定に応じた4点式以上を必ず装着すること。
- 2) ミドル部門各クラスの参加者は、競技中、長袖、長ズボン等全身を覆うものを着用（レーシングスーツまたは、ラリースーツの着用を推奨する）およびレーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。
- 3) ヘルメットは国内競技車両規則 細則（スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱）に記載されたものを着用すること。

## 第23条 スタート方式

- 1) スタートは、原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) その他の方法を採用する場合は特別規則書に記載される。

## 第24条 計時

計時は、自動計測装置を使用すること。計測には必ずバックアップ体制をとること。バックアップにストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

## 第25条 順位の設定

- 1) チャンピオン部門各クラスの順位の設定は、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。
- 2) ミドル部門各クラスの順位の設定は、1)の方法に加えて、複数ヒートのタイムの合計（積算形式）及び複数ヒートのより早いタイムを採用し順位を決定する方法等を採用することも可能とする。この場合特別規則書に記載のこと。

※（例） 「複数ヒートのタイムの合計（積算形式）を採用する場合、パイロンペナルティおよび脱輪は当該クラス当該ヒートの最遅タイムを与え、ミスコースの場合は、当該クラス当該ヒートの最遅タイムに5秒を加算するものとする。」等、パイロン移動・ミスコース等のペナルティの扱いを明確にする事。

## 第26条 棄権

競技の途中で棄権する場合、明確に意思表示を行い役員への指示に従うこと。また、以降競技会に出場しない場合競技役員に申し出、リタイア届（任意の書面）にて提出すること。

**第 27 条 抗議**

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第 12 条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議は出来ない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 6) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 7) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。

**第 28 条 競技会の延期、中止、または短縮**

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、審査委員会により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第 1 ヒートが終了した時点で成立する。

**第 29 条 賞典**

チャンピオン部門各クラス台数に応じて賞典を授与する。

ミドル部門各クラス台数に応じて賞典を授与する。

※但し対象者数は当該クラス参加受理者の 30%を下回らないものとし特別規則に記載される。

**第 30 条 シリーズポイント（JMRC 北海道）**

- 1) シリーズ各クラス（1 台以上の参加出走により）3 戦以上の開催でシリーズ成立とする。

※ シリーズ各クラス 1 台以上の参加、出走でクラス競技会は開催されたとするが完走出来なければポイント与えられない。

- 2) シリーズポイント対象者は、JMRC 北海道に加盟するクラブ団体構成員でありかつ、JMRC 北海道互助会又はスポーツ安全保険の加入者とする。
- 3) シリーズ各クラス毎に競技結果成績に基づき下記のポイントを与える。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

**第 31 条 ポイント（得点）保持者の認定**

- 1) ポイント合計の対象は、シリーズとして開催された当該クラスの競技会の 70%（小数点以下四捨五入）を対象とし、高ポイント順に合計する。但し、開催された当該クラスの合計が 6 競技会の場合、5 競技会をポイントの対象とし、高ポイント順に集計される。また、開催された当該クラスが 5 競技会以下の場合には開催された全ての競技会がポイントの対象となる。
- 2) 複数の競技者が同一ポイントを得た場合は、下記に従い順位を決定する。
  - a. 有効ポイントの範囲内で高ポイントを得た回数が多い順に順位を決定する。

- b. 上記 a の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全てのポイントのうち、高ポイントを得た回数が多い順に順位を決定する。
- c. b. の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。但し、下位の者の順位は繰り上げない。例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

### 第32条 シリーズ表彰

- 1) チャンピオン部門各クラス年間シリーズ表彰は6位までとする。ミドル部門各クラスは、当該年度、当該クラスに3回以上参加出走することを条件とした有効ポイントを持つ参加者の50%（小数点以下切り上げ）を表彰対象者とし最大6位までを表彰する。但し、その参加者の50%が3名に満たない場合であっても3位までを表彰する。

### 第33条 タイトル料金

JMRC 北海道 WinmaX ジムカーナシリーズの開催を予定するクラブ・団体は、指定の期日までに、シリーズ通告書により JMRC 北海道（事務局）に申込、運営委員会により承認された場合、その年度の末日までタイトル料1競技会につき10,000円を納入するものとする。但し、納期限後に納入する場合、納期限の翌日より1か月毎（各月1日～末日）に延滞に対する事務手数料としてタイトル料金額の1割に相当する額を加算し納入するものとする。

尚、競技会の開催前日まで納入なき場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦開催を認めない。チャンピオン部門及び、ミドル部門単独開催の場合も1競技会とする。

### 第34条 シリーズ分担金

JMRC 北海道 WinmaX ジムカーナシリーズを開催するクラブ・団体は、各シリーズ戦毎に、チャンピオン部門及びミドル部門各クラス参加者1名につき1,500円をシリーズ分担金として競技会終了30日以内にJMRC 北海道（事務局）へ納入すること。

尚、期限内に納入なき場合、当該クラブ・団体の次年度シリーズ戦承認を保留する。

（JMRC 北海道シリーズ戦外クラス、賞典外、クローズド参加を除く。）

### 第35条 参加申込および問い合わせ先

※ 付則に記載

### 第36条 その他

- 1) 本規則書に記載されていない競技に関する細則は、国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則ならびに各競技会特別規則書に従って開催される。
- 2) 各競技会において本規則および競技に関する諸規則（特別規則書／公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 3) JMRC 北海道 WinmaX ジムカーナシリーズ各大会は JAF 地方選手権との併催を原則とするが、ミドル部門のみの単独開催を認める場合がある。その場合の競技格式は地方競技での開催を可とする。
- 4) JMRC 北海道ジムカーナ部会及び JMRC 北海道は本規則を年度途中においても見直す場合がある。

### 第37条 本規則の施行

本規則は 2025 年 4 月 1 日より施行する。